

クラレスポーツプラザ宝塚《会則》

(名称・所在地)

第1条 本クラブは、クラレスポーツプラザ宝塚(略称 KSP)と称し、宝塚中山桜台 5 丁目 7-1 に置きます。

(目的)

第2条 本クラブは、クラレテクノ株式会社(以下「会社」という)が経営・管理・運営し、スポーツを通じて会員相互の親睦と健康の増進を図るとともに、明朗健全なるスポーツ施設として機能することを目的とします。

(会員制度)

第3条 本クラブは会員制とし、本クラブの趣旨に同意し申し込みされた方の内、会社が入会承認した方を会員とします。

(入会手続き及び会員資格)

第4条 本クラブの会員は、書面による所定の入会手続きを要し以下事項を承諾された方とします。

1. 満 18 歳以上で、本会則・別紙施設利用規定(以下「利用規定」という)を承認された方。
2. 入会希望者は、本クラブが指定する内容の健康申告書を提出され、入会に先立って本クラブの実施するメディカルチェック等の結果により、心身ともに異常が無く定期的な運動が可能と判断された方。
3. 本クラブ入会にあたり、満 18 歳未満の入会者は、入会希望者に代わり法定親権者が 1 項及び 2 項を承認され、本クラブの書面による所定の入会手続きを完了した方。
4. 刺青(タトゥーを含む)のある方及び反社会的勢力に該当する方ならびに本クラブが入会を不適当と判断した方は入会できません。万一入会後に発覚した場合は本会則第 10 条に定める通り除名いたします。
5. 本クラブの会員の権利及び資格を譲渡することはできません。
6. 本クラブの入会時の住所または連絡先など記載事項に変更があった場合は、すみやかに届出が必要です。また、緊急連絡先として、自宅以外の連絡先(ご親戚・ご友人)の届出が必要です。

(承諾事項)

第5条 会員は、本会則に定める事項を承諾した方が本クラブの施設を利用できるものとします。

1. 会員は、入会希望する会員種別に応じて利用規定に定める入会金・諸会費・諸料金の金額を支払うものとします。
2. 支払い時期・支払い方法は本クラブがこれを定めます。
3. いったん納入された入会金・諸会費・諸料金はいかなる場合においても、これを返還いたしません。他の料金への充当も致しません。
4. 本クラブは、経済情勢などの変動に応じて利用規定に定める入会金・諸会費・諸料金などを変更することができるものとします。また館内告知に加え、本クラブのホームページ及び専用アプリにて告示するものとします。
5. 会員が、本クラブの施設利用に際して、会社又は第三者に損害を与えた場合は速やかにその賠償の責に任じるものとします。会員が同伴したビジターについては同伴した会員が当該ビジターと連携して損害賠償の責に任じるものとします。

(会員資格の喪失)

第6条 会員は、次の場合に会員資格を喪失します。

1. 会員が退会した時
2. 会員が本クラブより除名された時
3. 会員が死亡した時
4. 家族会員の主体である正会員が資格を喪失したまたは休会した時
5. 保護者会員の主体であるキッズスクール会員が資格を喪失したまたは休会した時
6. 本会則第 4 条 4 項に該当することが判明した時

(退会手続き)

第7条 会員が退会する場合は、所定の退会届の提出が必要です。滞納金がある場合は未払い料金と

して請求させていただきます。

※退会届は当月 15 日までの申し込みにより当月末の退会を受付いたします。

(休会規定)

第8条 会員が転勤・病気などの理由により施設を一時的に利用できない場合は、受付にて書面または本クラブのアプリ上による所定の休会手続きを経て会員の資格を継続することができます。なお休会手続き完了と同時に休会費が発生致します。休会費については利用規定をご参照願います。

※休会届は前月 15 日までの申し込みにより翌月の休会を受付いたします。

(会員証)

第9条 本クラブは会員に会員証を交付します。会員証は記名式とし会員が本クラブを利用するときにその都度入館手続きを要します。

(除名・資格の一時停止)

第10条 会員が次の一つに該当する場合、本クラブはその会員を除名もしくは一定期間資格の停止をすることができます。

1. 本会則その他本クラブの利用規定に違反した時。
2. 本クラブの名誉を傷つけ円滑な運営を妨げる行為、または他の会員の利用に支障をきたす行為または秩序を乱した時。
3. 本クラブ内において、スタッフの引抜もしくは他の会員への勧誘行為を行った時。
4. 各諸会費・諸料金の支払いについて、請求があっても 3 カ月間滞納した時。
5. 入会に際して虚偽の申告をした時。
6. 健康状態を害しており、本クラブの利用に支障があると判断される状態になった時。
7. 伝染病やその他、他人に感染する恐れのある疾病を有する方。
8. 他の会員又はスタッフに対する暴力行為や威嚇行為を行った時。
9. 痴漢・のぞき・露出等の公序良俗行為を行った時。
10. 当クラブの会員の品位と社会的信用を無くすような行為を行った時。
11. 酒気を帯びての来館もしくは、館内での飲酒・喫煙行為を行った時。
12. 上記の行為を注意したスタッフの指示に従わなかった時。

(会員遵守規定)

第11条 会員は以下記載の遵守事項を守るものとします。

1. 本クラブ施設の什器・備品を故意過失により破損・汚損した場合は、修理及び復旧にかかる費用の負担をお願いする場合があります。
2. 本クラブ施設内では、各会員様の所有物は自己責任で管理保管をお願いします。それらの盗難・紛失などの損害等は、本クラブは一切責任を負いません。自己責任で対処願います。
3. 本クラブ内の各所へご利用マナーを掲示させていただいておりますので、各会員様におかれましては掲示マナーをお守り願います。
4. 本クラブ内の各会員様の安全の為、スタッフより注意または指示をさせていただく場合がございます。各会員様にはスタッフの注意に従っていただきますようお願いいたします。

(プライベートレッスン等)

第12条 水泳・テニス・フィットネスの各プライベートレッスン及びフィットネス有料レッスンについては、利用規定に定める料金をお支払いいただきます。

(入会金・会費・その他の支払い方法)

第13条 入会金・会費・その他の支払いについて、以下の方法によりお支払いをお願いします。

1. 入会時の料金と支払い方法について
入会金と初月度会費を現金にてお支払いください。次月度以降はご指定の金融機関より口座引落としさせていただきます。口座引落としが間に合わない場合は 3 か月分まで現金にてお支払いいただけます。それ以降は会員様負担による本クラブ指定の銀行口座へお振込みをお願い致します。
2. 各会費の支払い方法について
各会費(レンタルロッカー料金含む)は、毎月 27 日に本クラブ指定の口座振替代行会社により、ご指定の金融機関より翌月分を口座引落としさせていただきます。(27 日が銀行休業日の

場合は、翌営業日の引落としになります)口座引落しができなかった場合は、会員様負担による本クラブ指定の銀行口座へお振込みをお願い致します。

3. その他(物販購入・施設利用料など)の支払いについて
現金又はクレジット・電子マネー・QRコード決済でフロントにてお支払いください。
4. お支払いの遅延について
 - ・各会費・ロッカー使用料が前月末までに入金確認ができない会員様に対し、お支払いの案内・支払いご請求・期日指定の督促状を送付いたします。
 - ・前項記載の各種遅延に対し、督促管理手数料 550 円/月(消費税 10%・税込金額)を請求させていただきます。
 - ・各諸会費・諸料金を 3 か月以上滞納した場合は、会則第 10 条 4 項記載により除名とさせていただきます。

(会員種別の変更)

第 14 条 総合会員・フィットネス会員・テニス会員・スクール会員が会員種別の変更を希望される場合、前月 15 日までの手続き完了で会員種別変更ができます。その際、利用規定に定める種別変更手数料をお支払いいただきます。

- ・なお旧総合会員の新規募集は実施していません。旧総合会員への種別変更はできません。
- ・家族会員・保護者会員はその主たる会員資格の喪失や休会となった場合は、その資格を失います。継続利用を希望する場合は、希望する会員への種別変更手続きが必要です。

(会員以外の利用)

第 15 条 本クラブが許可した以下の者に本施設の利用を許可できるものとします。

1. 本クラブは、施設の利用状況を判断して本クラブが認める者(以下「ビジター」という)に施設利用させることができます。
2. 本クラブは、会員が紹介したビジターに施設を会員と同時に 1 名までご利用いただくことができます。この場合ビジターは利用規定に定めるビジター料金をお支払いいただきます。またビジターについても本会則及び利用規定が適用されることに同意するものとします。
 - ・テニスビジターは、テニスコート及びロッカールーム・バスルーム・ラウンジが利用できます。フィットネス施設は利用できません。
 - ・フィットネスビジターはジム・スタジオ・プール及びロッカールーム・バスルーム・ラウンジが利用できます。テニスコートは利用できません。
3. 18 歳未満のビジターの利用者は、テニス会員が同伴を条件にテニスコートの利用が出来ます。フィットネス・プールの利用はできません。
4. 各ビジターでのご利用は、月 2 回までです。但し本条の規定によるビジターの利用は当日の利用状況に応じて、利用を制限する場合がある事を事前に同意するものとします。

(休館日・休業)

第 16 条 本クラブの定休日は、毎週木曜日と夏期 3 日間と冬期 4 日間とします。

また、設備整備・法定点検やその他やむを得ない理由により臨時休業することがあります。臨時休業の場合は、原則として 2 週間前までに本会則第 20 条記載の方法により告知いたします。

(施設の改廃・変更)

第 17 条 法令の制定・改廃、行政指導、社会情勢・経済状況の著しい変化や、その他天変地異の事由により施設の修理、改廃などやむなきに至った場合、本クラブは施設の利用範囲の制限または変更をすることがあります。この場合会員は保証その他何等の請求・異議申し立てはできないものとします。

(閉鎖)

第 18 条 本クラブは止むを得ない特別の事情が生じた場合は、本クラブ施設告知に加え、本会則第 20 条記載にて 3 ヶ月の予告期間を設け閉鎖することができます。この場合会員は補償その他何等の請求・異議申し立てはできません。

(災害時の休館規定)

第 19 条 本クラブは今般の自然災害及び災害が予測される場合、利用規定により本クラブ施設の利用を制限又は休館を判断致します。その際の会員への告知については、本会則第 20 条記載の

方法により告知いたします。

(告知・ご連絡)

第 20 条 本クラブから会員様に対しての連絡事項は、館内掲示・ホームページ・アプリにて行います。その内容について会員様が認識されなかったことについて、本クラブはその責を負わないものとします。

(免責事項)

第 21 条 本クラブの施設利用に際して、本人又は第三者に生じた人的・物的事故（盗難・負傷等）について本クラブは、一切傷害賠償の責を負いません。会員が同伴したビジターについても同様とします。

(個人情報規定)

第 22 条 本クラブは、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等を遵守するとともに、個人情報の保護に努めます。本クラブの個人情報に関する詳細は、別紙プライバシーポリシーに定めるものとします。

(改正変更等)

第 23 条 本会則に定めのない事項及び業務遂行上必要な利用規定は、その都度本クラブが定めまたは改正・変更が出来るものとする。なお本クラブが定める会則及び利用規定について、その効力はすべての会員に及ぶものといたします。

(2 0 2 5 年 1 0 月 1 日改訂)